

## 一般競争入札における建設事業者の手持ち工事件数を制限します

坂東市内建設事業者の受注機会の均衡と拡大及び公共工事の品質を確保することを目的として、坂東市が発注する建設工事の手持ち工事件数に制限を設けます。

### 1 手持ち工事件数の制限

坂東市発注の手持ち工事件数の上限を2件までとします。公告日において、手持ち工事件数が上限に達している事業者は、その後の入札には参加できません。

### 2 手持ち工事の対象となる工事

競争入札で予定価格が1000万円（消費税及び地方消費税を含む）以上の建設工事（機械器具設置工事除く）において、事業者単体で契約する工事とします。随意契約により契約した工事、災害復旧工事は手持ち工事件数には含みません。

### 3 手持ち工事の期間

坂東市発注の工事で、落札候補者または落札者となった時から、完了検査が完了した日までとします。ただし、受注者の責めに帰することができない事由により工期を延長した場合は、当初の契約工期末日をもって手持ち工事の件数から除くものとします。

### 4 適用基準日

令和2年6月15日以降に公告する一般競争入札から適用します。

### 5 その他

一般競争入札の公告日時点において、手持ち工事件数が2件未満でない、その入札には参加できません。また、手持ち工事件数が2件になった時点で、それ以降の入札分は開札せず、無効として取り扱います。